令和5年9月6日 支出負担行為担当官 気象研究所長 松村 崇行

#### 1 当該招請の主旨

本業務は気象研究所が実施する研究施策「局地的・突発的な荒天対策のためのスタートアップとの連携: AI を用いたリアルタイム防災フィールド構築」の一部であり、局地的・突発的な荒天情報の収集・処理とそれらを組み合わせたリスク判断情報の生成・配信のための研究開発を委託するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な技術を有する法人等との契約手続きに移行する。

なお4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1)業務名 局地的・突発的な荒天情報の収集・解析・リスク判断情報提供のための研究開発
- (2)業務内容 気象レーダーで観測された局地的・突発的な荒天をもたらす顕著現象を対象に、 社会の多様なニーズに応じたリアルタイムの気象情報へ適用する研究のうち、本 業務では局地的・突発的な荒天情報の収集・処理とそれらを組み合わせたリスク 判断情報の生成・配信のための研究開発を行う。研究開発の実施にあたり、様々 な気象データの収集・管理・処理を行うデータクラウド上で、局地的・突発的な 荒天に関連する気象レーダーデータの収集・管理を行い、収集した局地的・突発 的な荒天に関連する気象レーダーデータのリアルタイム処理を想定した竜巻探 知・追跡実験を行う。

その結果に基づいて SNS 上の画像やテキスト情報、公開されている監視カメラ等から必要な画像や動画情報を自動収集する技術の研究開発やノイズの多い環境における局地的・突発的な荒天に関連する情報を音声メッセージから精度よく取得する技術を開発し、収集した情報を竜巻探知・追跡・情報と組み合わせて解析してリスク判断するための研究開発を行う。さらに企業・自治体ユーザーを中心として初期的なデモ実験を行い、需要を把握し、ターゲットユーザーについて考察する。

### (3)履行期限 令和6年3月29日(金)

# 3 業務目的

局地的・突発的な荒天情報の収集・処理とそれらを組み合わせたリスク判断情報の生成・配信のための研究開発を目的とする。

#### 4 応募要件

### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 4・5・6 年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土 交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### (2) 技術力に関する要件

- ① 気象レーダーデータの収集・管理するとともに、竜巻探知・追跡・進路予測の運用実験 を行う技術を有していること。
- ② 風雨の音による音声の特徴変動に柔軟に適応し、悪天や気象災害のキーワードを学習させた辞書により、竜巻関連情報を精度よく識別しやすくさせる技術を有していること。

#### (3) 中立性・公平性に関する要件

当該業務を実施するうえで必要とされる行政的な見地に立ち、公平かつ中立的な立場を保たなければならない。このため、当該業務で得られた技術的知見を広く国民に還元することを目的として、当該業務の終了後、気象研究所が設計概念図を公表することに同意しなければならない。

#### (4) 守秘性に関する要件

- ① 気象研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 気象研究所の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

# (5)業務実績に関する要件

- ① 気象レーダーを用いた以下の業務の実績を有すること。
  - ・リアルタイムデータ収集・監視・予測に関する業務
- ② 音声認識において以下の業務の実績を有すること。
  - ・騒音の多い環境下で柔軟に適応できる高精度な音声自動テキスト化の業務

- (6) その他必要と認める要件
  - ① 気象レーダーデータや音声認識データなどの大量のデータを扱うことができること。
  - ② 気象研究所が設計概念図を公表するために必要な権利許諾を得られること。

### 5 手続等

- (1) 担当部局及び問い合わせ先
  - ① 公示及び説明書について

**T** 305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課調査官 高尾 茂

電話 029-853-8560 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

**T**305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所台風・災害気象研究部第四研究室 楠 研一

電話 029-852-9164

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年9月6日(水)から令和5年9月26日(火)まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年9月27日(水) 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、 一般競争入札に移行するものとする。

- (5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明
  - ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
  - ② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答す

るものとする。

# (6) その他

- ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、 虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

#### 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和 4・5・6 年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲 信越地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出する ことができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札 の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。